

審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第8条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続) 第14条 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先 : 岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係 (電話058-271-2424) 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考 :